

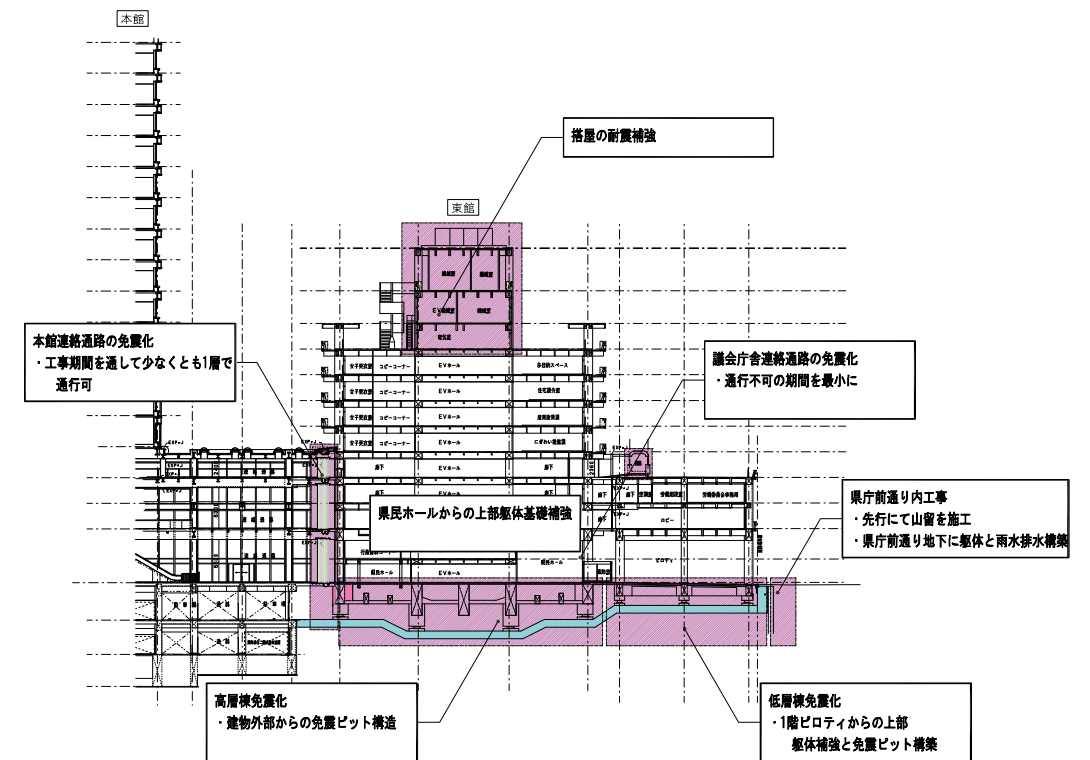
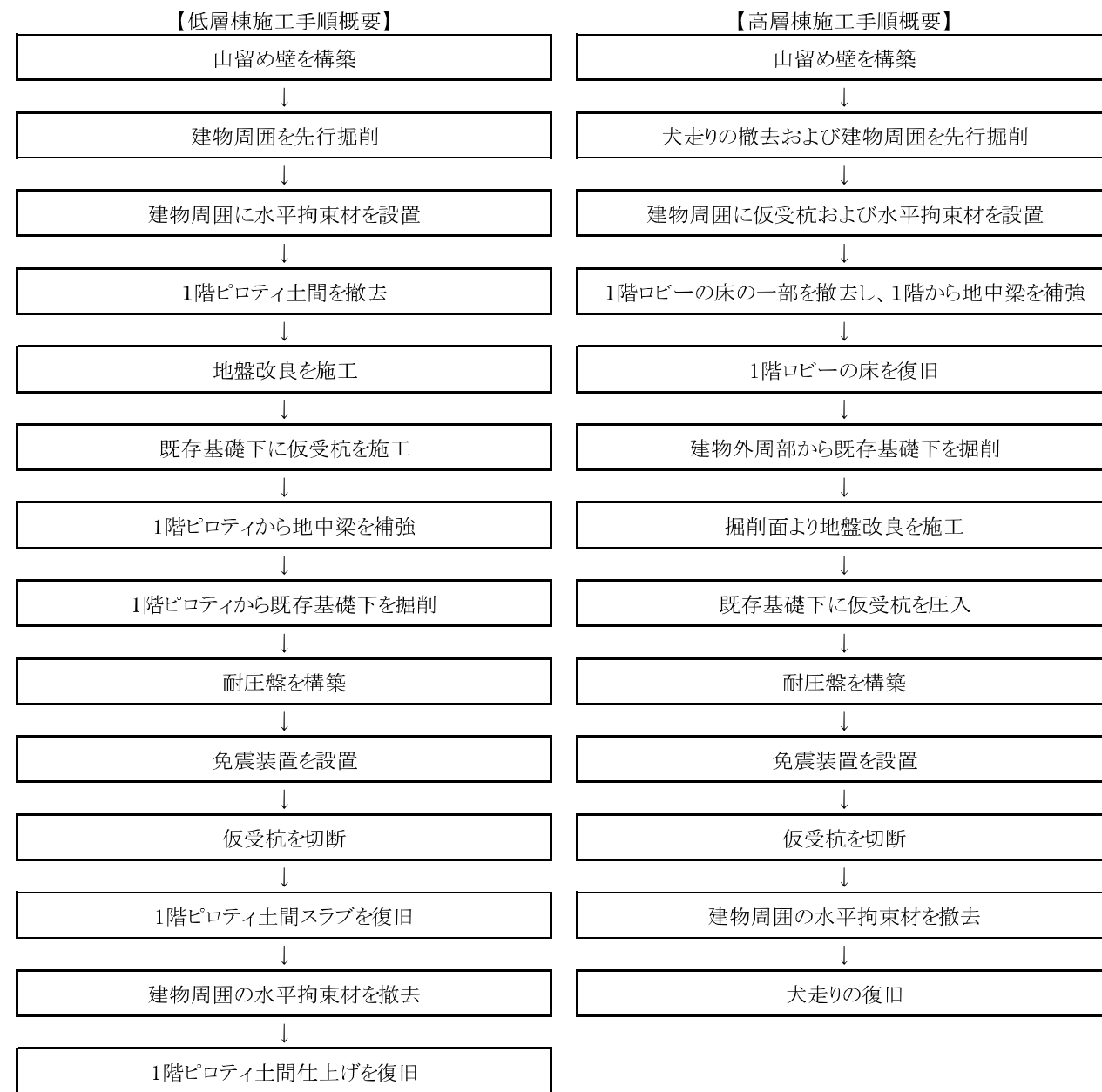
1.6 施工計画と工事工程

1.6.1 免震化手順

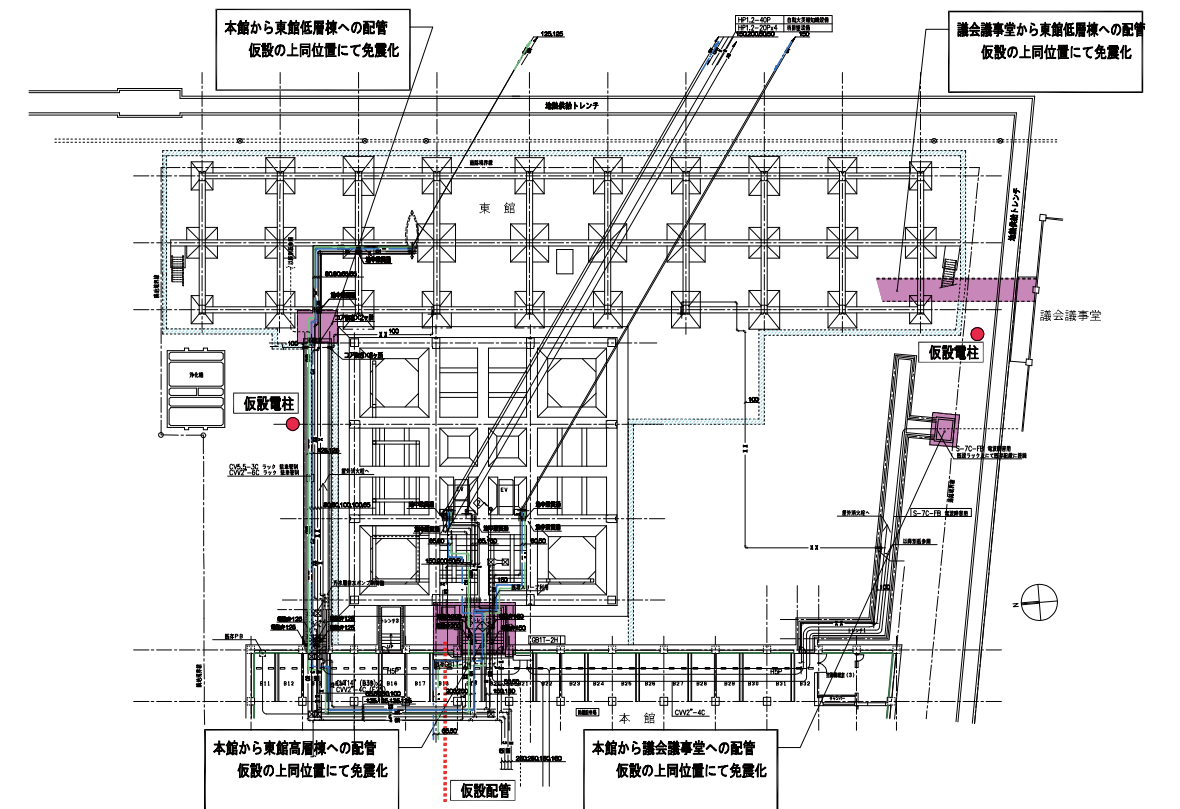
工事中も既存建物と同等の水平耐力を確保しながら、免震化工事を施工し、可能な限り既存仕上げを保存するため、免震改修手順を以下のように設定する。

- 全体を低層棟工区・高層棟工区に2分割し、それぞれの工区で必要な水平耐力を確保しながら施工する。
- 低層棟工区: 上部躯体補強、免震躯体構築及び免震化工事の施工については、1階ピロティ床を部分的に撤去し、1階ピロティより施工する。1階ピロティの玉石床は可能な限り保存し、撤去した部分は取り外した元の石により復旧する。既存土間共現状のまま保存する部分は明示する。
- 高層棟工区: 上部躯体補強は1階ロビーの床の一部を撤去し、1階から施工する。また、免震躯体構築及び免震化工事は建物外部に仮設開口を設け、建物外部より施工する。

各棟の施工手順の概要は下記による。



【各部免震化工事の概要】



【諸設備毎の仮設・免震化の概要】

1.6.2 施工計画

居ながら工事により建物基礎耐震化工事を行うため、以下の項目をはじめとした、利用者利便性と安全性を優先にした施工計画を立案する。

(1) 仮設計画

- ・ 東側の風除室及び、本館連絡通路は工事期間を通じて通行可能な計画とする。
- ・ 本館連絡通路の北側の車寄せ及び、南側の歩行者玄関は工事期間を通じて利用可能な計画とする。
- ・ 低層棟ピロティを通る建物北側の庁舎利用者車両動線は最低 1 スパン分を工事期間を通じて通行可能な計画とし、工事車両動線と明確に分離した上で安全性を確保する。
- ・ 来庁者動線と工事車両動線を明確に分離し、交錯部分には交通安全員を配置する。
- ・ 南庭は、全面撤去し、工事エリアとして利用する。
- ・ 議会庁舎連絡通路の利用不可能な期間は出来る限り短縮した計画を立案する。
- ・ 騒音発生が予想されるため、高層棟仮設足場は、防音シートを設置する。
- ・ 建物の運営に支障とならないように、諸設備ごとに仮設・移設工事を行う。
- ・ 建築工事の流れに沿って建築工事支障部の仮設・撤去・新設工事を順次行う。

(2) 各部施工計画

- ・ ジャッキアップ、躯体補強・切断、免震装置挿入の免震化の流れは、柱 6 ヶ所以内を 1 セットとして、低層棟・高層棟工区内を細分化し順次施工する。
- ・ 各工事エリア内のみの工事では、工事エリア外の設備機能がそこなわれる場合には、建築工事エリア外での設備工事は執務時間外の夜間・土・日・祝日工事が必要条件となる。
- ・ ブレーカー等によるハツリ工事、アンカー打設等の躯体に振動を与える工事及び、地上階の耐震補強工事は、執務者への騒音・振動の影響が大きいため、夜間・土日工事とする。
- ・ 現場発生土は、構外指示の場所に指定処分とする。仮置きスペースが確保できる場合は、埋め戻し土を仮置きし、利用する。
- ・ 議会開催月においては、前記の躯体に振動を与える工事・地上階の耐震補強工事の他、山留工事・掘削工事・擁壁躯体工事、地盤改良工等の騒音発生工事も、夜間・土日工事とする。ただし、関係法令を遵守すること。
- ・ 議会開催時及び、開催前には議場関連設備機器については事前点検が必要と思われるため、期間中については全ての電気設備工事はしない工事工程とする。

1.6.3 工事工程

工事期間の短縮を図るため、高層棟工区・低層棟工区を適宜同時並行で進捗させる合理的な工事計画を立案する。

- ・ 水平拘束を可能な限り先行施工し、工事中の建物の水平耐力を事前に確保することにより、掘削工事に伴い減少する建物の水平拘束力を確保する。
- ・ 県庁前通りを先行して占用し、県道地下に存置されている既存基礎を残置したまま山留を施工する。



【東側の風除室前】



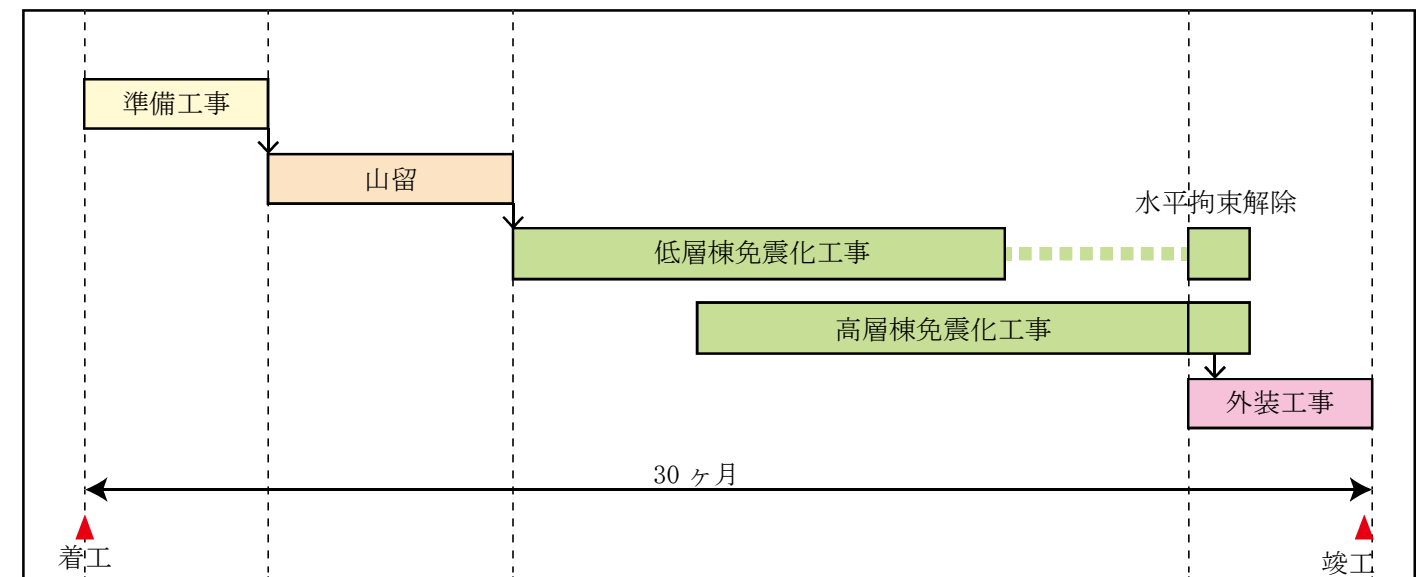
【庁舎利用者車両出入口】



【本館連絡通路】

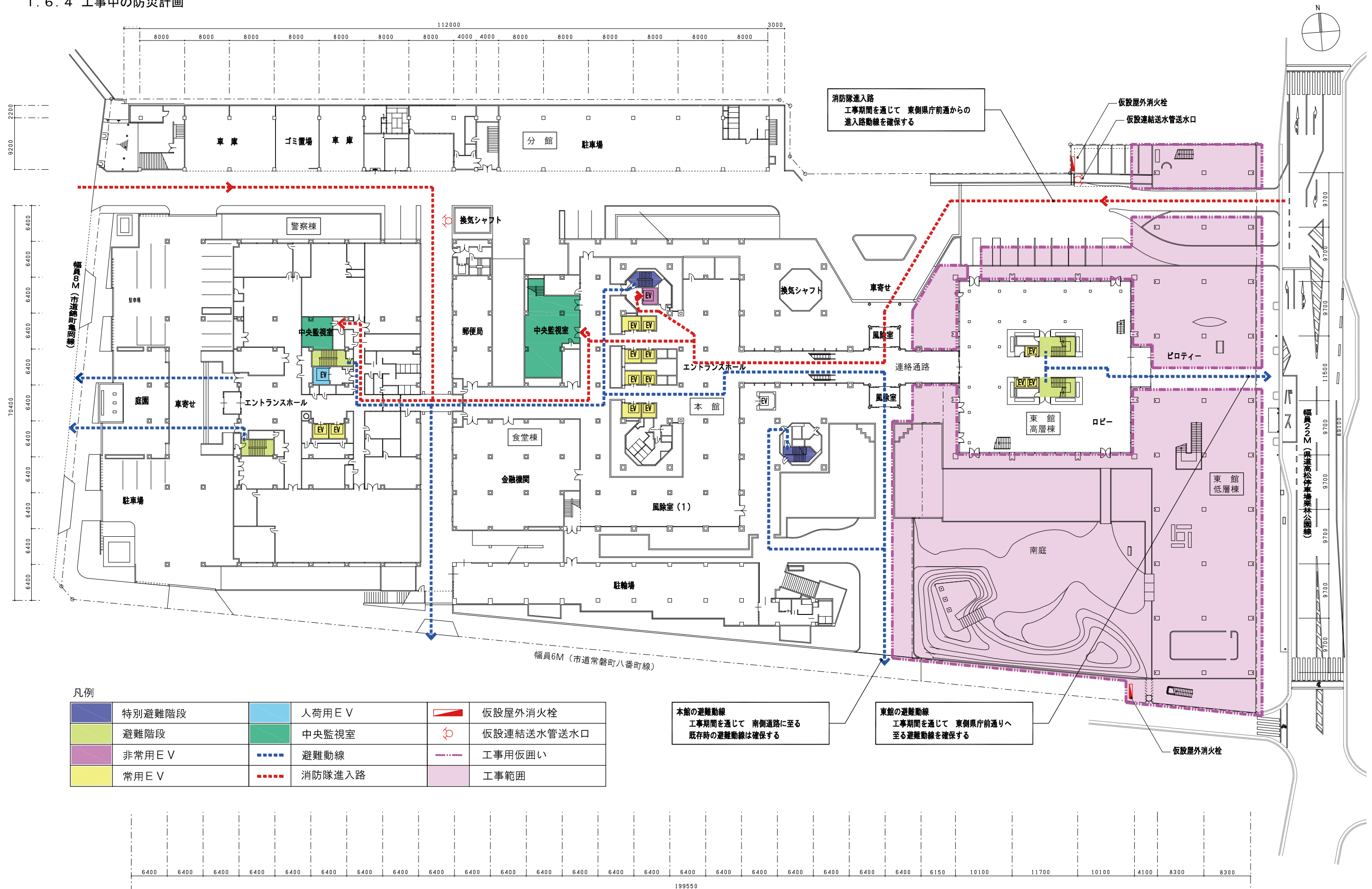


【議会庁舎連絡通路】



【工事工程概要】

1.6.4 工事中の防災計画



凡例

	特別避難階段		人荷用E V		仮設屋外消火栓
	避難階段		中央監視室		仮設連結送水管送水口
	非常用E V		避難動線		工事用仮囲い
	常用E V		消防隊進入路		工事範囲

本館の避難動線
工事期間を通じて 南側道路に至る
既存時の避難動線は確保する

東館の避難動線
工事期間を通じて 東側県庁前通りへ
至る避難動線を確保する